

森と緑の公社（林業公社）の経営改善に向けた支援について

【担当省庁】農林水産省

林業公社は、国策として推進された拡大造林政策に従い、日本政策金融公庫等の制度資金を活用して分収林事業を展開してきましたが、木材価格の低迷により借入金の償還が不可能な状況となっており、国のさらなる支援が不可欠であります。

このため、一昨年、国と地方で取りまとめた「林業公社の経営対策等に関する検討会報告書」に明記された対策の実現及び林業公社が抱える累積債務問題の早期解決に向けた抜本的な対策について次のとおり提案します。

京都府からの提案

1 利子補助制度の創設など既往債務対策

既往債務の利子負担の軽減が図れるよう利子補助制度を創設するとともに、林業公社が抱える累積債務問題の解決に向けた抜本的な対策を早期に講じること。

2 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

土地所有者の相続等がネックとなり、地上権の期間延長等の契約内容の変更手続が円滑に行えないため、2分の1以上の所有者の同意で契約変更が行えるなど「分収林特別措置法」の改正等制度の見直しを行うこと。

京都府の現状・課題等

◆ 社団法人京都府森と緑の公社（昭和42年設立）

○府内13市町村277箇所、4,652haの事業地で分収林事業を展開

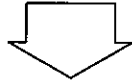
○累積債務の状況

- ・累積債務の推移 H21：222億円、H22：225億円、H23：226億円
- ・利息負担の推移 H21：4億円、H22：4億円、H23：4億円
- ・償還資金 元金：公庫及び京都府から貸付
利息：府が全額利子補給（H23～）

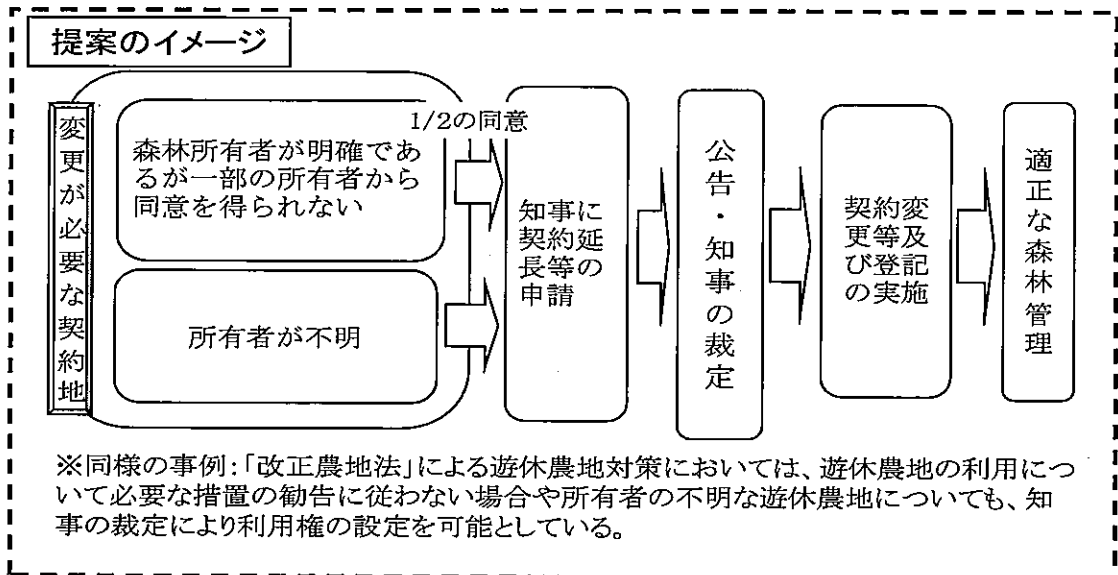
◆ 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

<長伐期施業への転換のための分収契約変更（60年→80年）の課題>

- ・ 分収契約の変更には契約者全員の同意が必要
- ・ 契約の長期化により相続が発生、相続人の特定が困難化



一定数の同意（1/2以上）で契約変更が可能となるよう法的措置



【京都府の担当部局】

農林水産部 林務課 075-414-5015